

## くらしと仕事に関するインターネット調査：2011年調査 利用規定

平成30年1月29日制定

### (目的)

#### 第1条

この規定は、一橋大学経済研究所（以下「研究所」という）の「くらしと仕事に関するインターネット調査：2011年調査」（以下「データ」という）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用者の範囲)

#### 第2条

本データを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学術研究及び調査研究を目的とする者
- (2) その他、研究所長が特に認めた者

### (利用の申請)

#### 第3条

データを利用しようとする者は、所定の利用申請書により、研究所長に申請の上、承認を求めるものとする。

### (利用の承認)

#### 第4条

研究所長は、前条の申請について適当と認めたときには、これを承認する。

### (利用の期間)

#### 第5条

- (1) 利用者が本データを利用できる期間は、原則として、承認の日から1年間とする。
- (2) 前項において、期限を超えてデータを利用する必要が生じた場合は、期限内に利用期間の終了日を修正した利用申請書を提出し、研究所長の承諾を得るものとする。

### (利用にあたっての遵守事項)

#### 第6条

利用者は、本データの利用にあたって、別途提出する誓約書（書類6）、及び個票データの利用場所、保管場所及び管理方法（書類4）に掲げる事項を遵守しなければならない。

(利用資格の取り消し等)

#### 第7条

研究所長は、第6条の規定に違反した利用者に対して、本データの利用の承認を取り消し、利用を停止することができる。

(利用者、第三者間の紛争、免責事項等)

#### 第8条

(1) 寄託者と研究所は、本データの利用に関し、利用者と第三者との間に紛争が生じても、それに関して一切の責任を負わない。

(2) 寄託者と研究所は、本データの利用から発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わない。

(問い合わせ)

#### 第9条

利用する個票データ及び調査の方法等に関する照会は、研究所を通して行うこととし、寄託者に直接行わない。

(変更)

#### 第10条

研究所は任意に本データの改訂・拡充を行うことができる。その場合、本規定の各条項は改訂・拡充後のデータに適用される。

また、研究所は、必要と認めるときには、利用者に対して事前の通知を行うことなく、本規定の条項を変更し、又は新たな条項を追加することができる。

(その他)

#### 第11条

利用者並びに寄託者、及び研究所は、本規約に定めのない事項及び本規約に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。